

上 自 第 33305 号  
令 和 3 年 9 月 24 日

安塚区地域協議会  
会 長 松 苗 正 二 様

上越市長 村 山 秀 幸  
(自治・市民環境部 自治・地域振興課)



上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（通知）

令和3年9月6日付けで答申のあった諮問第110号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

過疎地域持続的発展計画（案）について計画策定手続きを進めることとします。

今後、パブリックコメントを経て、令和3年上越市議会12月定例会に議案を提出する予定です。

なお、附帯意見について、次のとおり回答します。

○ 前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。

（回答）

過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約80%で、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。

○ 区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。

（回答）

本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第6次総合計画等と整合を図り、案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。

なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。

○ 計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。

(回答)

計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。